

技術対話における確認事項(実施方針)※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
1	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	g)	-	② 施設更新業務	(ア) スtockマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務 市は、事業者に対して、Stockマネジメント実施方針策定に係る資料作成業務に係る対価を、当該業務の実施年度毎に、当該業務の完了後に一括して支払う。 とありますが、業務が6月完了となった場合、3月の進捗分まで一回支払いと考えますが宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	当該業務の完了後に一括して支払うこととしており、支払時期は3月に限定していません。
2	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	g)	-	② 施設更新業務	(イ) 管路施設点検調査業務 市は、事業者に対して、管路施設点検調査業務に係る対価を、事業期間中の毎年1回、年度協定の範囲内で、当該業務の完了後に一括して支払う。 とは、1年に一回の支払いと考えて宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	ご認識のとおりです。
3	実施方針	9	1	1.1	1.1.4	g)	-	② 施設更新業務	(ウ) 実施設計業務 市は、事業者に対して、実施設計業務に係る対価を、事業期間中の毎年1回、年度協定の範囲内で、当該業務の完了後に一括して支払う。 とは、1年に一回の支払いと考えて宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	ご認識のとおりです。
4	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、事業者に対して、発生対応型修繕等業務に係る対価を四半期に1回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。 とありますが、P9の修繕工事は工事完了後で支払いと違うのですが、工事の扱いでないのでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	計画的修繕工事と発生対応型修繕等業務は別の業務です。
5	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、事業者に対して、発生対応型修繕等業務に係る対価を四半期に1回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。原則として、1件あたり堺市上下水道局契約規程第3条によって準用する堺市契約規則第11条の2に定める額未満とする。ただし、緊急性が高い工事については、1件あたりの上限額を定めない。ここで、緊急性が高い工事とは、大規模陥没、公共水域への汚水流出又は下水道の使用自粛を防止する工事その他これらに類する工事（モルタルによる管内閉塞等）をいう。なお、緊急性が高い工事の具体的な運用方法は、事業開始前に市と事業者が協議の上、定めるものとする。 とありますが、上限額を定めていない工事金額も四半期に1回支払うとの考えで宜しいでしょうか？ SPCの資本金に影響するので確認です。	ご認識のとおりです。
6	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、～ここで、緊急性が高い工事とは、大規模陥没、公共水域への汚水流出又は下水道の使用自粛を防止する工事その他これらに類する工事（モルタルによる管内閉塞等）をいう。 とありますが、埼玉県八潮市の陥没事故は大規模陥没の定義の認識で宜しいでしょうか？ これを負担すると、SPCは次月には倒産してしまいます。	大規模な陥没事故も緊急性が高い工事の対象です。 緊急性が高い工事の具体的な運用方法は、事業開始前に市と事業者が協議の上、定めるものとしております。

技術対話における確認事項(実施方針) ※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
7	実施方針	10	1	1.1	1.1.4	g)	-	③ サービス提供業務	(エ) 舗装に伴う蓋替工事 市は、事業者に対して、住民対応等業務に係る対価を、事業期間中の毎月1回支払う。(ウ) 発生対応型修繕等業務 市は、事業者に対して、発生対応型修繕等業務に係る対価を四半期に1回支払う。対価の算定方法、支払時期その他の詳細は事業契約書に定める。 とありますが、P9の修繕工事は工事完了後で支払いと違うのですが、工事の扱いでないのでしょうか？SPCの資本金に影響するので確認です。	舗装に伴う蓋替工事 は計画的修繕工事とは別業務です
8	実施方針	22						SPC設立	SPCで建設工事を実施する場合、SPCは行政の代行的な役割を果たすという認識で、元請企業の扱いではないと考えています。 (建設業許可を持たないため) SPCから請負をする建設業者が元請企業の扱いとなる考えで良いか？	ご認識のとおりです。
9	実施方針	25	表3-1	-	-	-	-	リスク分担表(案) 共通	物価変動リスクについて「インフレ・デフレに係る費用増減に一定の範囲内」と記載されていますが、具体的な基準をお示しいただきたい	入札公告資料に記載します。
10	実施方針	25	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	法令変更リスク	上記以外の法制度・許認可の新設・変更によるものは事業者負担とありますが、 労働法・安全衛生法等の企業活動に関わる改訂との認識で宜しいでしょうか？	法制度・許認可の新設・変更内容に応じて、判断します。
11	実施方針	25	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	消費税変更リスク	上記以外の消費税の変更によるものの想定されている項目を教えてください。	事業者の調達に係る消費税の変更などを想定してます。
12	実施方針	25	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	不可抗力リスク	戦争、暴動、天災等(保険対応可能な範囲及び一定程度まで)は、 戦争、暴動等の不可抗力は事業者が発生を防止することも影響を軽減することも困難であり、市が負担すべき事項ではないでしょうか？	保険対応可能な範囲及び一定程度を超過する範囲は市が負担します。 詳細は、入札公告時に公表される事業契約書に記載します。
13	実施方針	26	3	3.2	3.1.2	表3-1	-	遺跡調査リスク	事業者の任意で開削工法を選択した場合の測量・調査費用は事業者の責任とありますが、 事業者から提案で、市が承諾をした場合との理解で宜しいでしょうか？ その場合、調査費用も事業者負担になりますか？	ご認識のとおりです。

技術対話における確認事項(要求水準書(案)) ※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
1	要求水準書案	7	2	4	2			表 1 対象施設の概要 ※	業務対象となる公共下水道施設以外の施設について施設台帳等は整備済みですか？	業務システム、既設管渠図面、公図、現地状況等を参照して管理していただく想定をしております。公共下水道施設以外の施設で、まとまった施設台帳はありません。
2	要求水準書案	9	第8節					業務の実施数量見込み	実施数量に応じて変更するのはどの業務でしょうか	入札公告時に公表される事業契約書に記載します。
3	要求水準書案	9	第8節					業務の実施数量見込み	改築や調査は予定数量が確約されるのか？予定数量を実施した場合に契約額が不足する場合、どのように対応を行う予定か？	予定数量は発注時の想定数量であり、実施数量を確約するものではありません。
4	要求水準書案	9	第1章	第8節	-	-	-	業務の実施数量見込み	年間約3kmの改築事業量が設定されていますが、改築対象路線の選定については、●市が対象路線を指定する方式 ●事業者が点検調査結果を踏まえて提案する方式 ●市・事業者協議により決定する方式のいずれを想定されているでしょうか。	原則、R10年度及び11年度の実施設計対象箇所は、市が対象路線を指定し、当該箇所を対象に改築工事を行います。R12年度以降の実施設計は、管路施設点検調査業務の結果を基に、事業者が提案することを想定しております（要求水準書P27）。
5	要求水準書案	14	第2章	第1節	2	(1)	4)	主任管理技術者の任意配置	資格要件等の条件はありますでしょうか	主任管理技術者の配置にあたり、資格要件はありません。ただし、統括管理業務の実施体制において、資格保有者を配置を定めております。
6	要求水準書案	15						年間事業計画書	業務指標（PI）は事業者で設定して良いのでしょうか？	入札公告時に公表されるモニタリング基本計画に記載します。
7	要求水準書案	16	2	1	2	2)		統括管理技術者の選任・配置	分類（イ）または（ウ）に記される2つの資格を有していたとしても、分類ごと一つの資格と判断されますか？	分類ごとに1つの資格として判断します。
8	要求水準書案	21	2	1				前提条件	業務実施に当たり、「堺市下水道施ストックマネジメント実施方針及び地震対策計画見直し業務」（R7年度契約）成果品（電子データを含む）は提供いただけますか？	業務実施に当たり、契約締結後に提供します。
9	要求水準書案	21	第3編	第1章				第1章 総論	第3編 各論（施設更新業務）の施設更新とは管路施設更新との理解で宜しいでしょうか？	本事業の対象施設に対する更新です。
10	要求水準書案	22	2	5				手順、実施体制	管理技術者は、当該業務の委託先に実施期間（令和11年度）のみ配置すればよいですか？	業務期間の配置が必要です。当該業務は、前年度までの調査結果を基に令和11年度及び令和16年度の業務実施を想定しております。
11	要求水準書案	24	3	3				業務範囲	事業量の中で下水道法施行令定期的（5年）に点検が義務付けられている対象施設は何km程度ですか？	管路施設点検調査業務の中で点検を行います。点検対象施設については、国土交通省の「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」における検討結果をもって「堺市下水道施設ストックマネジメント実施方針及び地震対策計画見直し業務」（R7年度契約）において選定予定です。業務開始時には、上記成果品を提供します。

技術対話における確認事項(要求水準書(案)) ※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
13	要求水準書案	27	第4章	第3節	-	-	-	業務範囲	③更新支援業務に関する予定数量はどの程度考えられていますか。	入札公告時に提示します。
14	要求水準書案	28	4	3				業務範囲	更新支援業務は年間数量の約3kmの外数と考えてよろしいですか？またどの程度の数量を想定されていますか？	ご認識の通り、更新支援業務の年間数量は、改築工事の対象としている約3kmの外数です。想定数量は、入札公告時に提示します。
15	要求水準書案	30	4	5	3	5)		国の交付金要綱等との整合	工事費算出において管積算資料の作成及び提出が必要となりますか？ 会計検査時の対応はどのようにになりますか？	概算事業費（算出根拠含む）の提出と官積算を行うための資料の提出が必要です。 要求水準書P18において、「市が受ける会計検査等に際し、必要な資料の整理、作成及び提出並びに説明等について、必要な補助を行うこと。」としております。
16	要求水準書案	31						改築工事	管理更新一体型の事業においては、維持管理と更新工事を一体的に実施することで、現場状況を踏まえた更新時期・施工順序の最適化や、施工の平準化等が可能となることが事業者側の創意工夫の発揮につながると考えています。 一方で、更新工事について年度ごとの予算上限が設定され、年度単位で施工量が固定される場合、こうした事業者の裁量が限定される可能性があります。 更新工事について、事業期間全体の事業費を基本とし、年度間で施工量・施工時期を柔軟に調整することは可能でしょうか。また、その場合、年度予算との関係をどのように整理する想定でしょうか。 ある年度に施工を予定していた更新工事について、維持管理上の優先順位、現場条件、他工事との調整等により、翌年度以降に施工時期を変更することが合理的な場合、事業者の提案に基づき施工時期を変更することは可能でしょうか？	事業期間全体の事業費を基本とした年度間の調整は、施工量・施工時期ともに認めていません。年度ごとの事業量は、契約書に記載する支払限度額を上限として締結する年度協定に基づいて行っていただく想定をしております（要求水準書P15）。
17	要求水準書案	44	2	5	4	(2)		晴天時不明水	「～晴天時において流域雨水幹線への雨水流入が疑われる～」となっていますが、不明水流入と理解してよろしいですか？	記載のとおりの内容です。 地下水、誤流入等を含む流入を指します。
18	要求水準書案	45	第4編	第4章	第1節			前提条件	発生対応型修繕等業務は、計画的点検・清掃等業務又は住民対応等業務により異常が確認された箇所並びに市が指示する内容を対象として実施するものとする。発生対応型修繕等業務は、突発的に発生した事象に対して機能回復又は機能維持を目的として実施するものとし、1件あたりの予定価格（税込）が堺市上下水道局契約規程第3条によって準用する堺市契約規則第11条の2に定める額未満で実施するものとする。ただし、大規模な道路陥没、公共水域への汚水流出その他緊急性の高い事象に対する工事については、市の合意を得た場合のみ上記1件あたりの上限額を超過して実施することができる。 とありますが、実施方針 P10 ③は、緊急性が高い工事については、1件あたりの上限額を定めない。とあり、矛盾をしていますが、ありませんでしょうか？	上限額を超過して実施することができることとしており、矛盾はありません。
19	要求水準書案	47						発生対応型修繕等業務	軽微な補修についての記載がないように思われますが、これらはどのように対応をお考えか？またその時に必要な資機材（簡易合材やエポキシ系の補修材など）は市から提供されるのか？	計画的点検・清掃等業務(要求水準書P36)及び住民対応等業務（要求水準書P45）における業務範囲に補修を行う旨を記載しています。P.54要求水準書（第5編）43.「補修」に記載のとおり補修材は市から提供します。

技術対話における確認事項(要求水準書(案)) ※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	資料名	頁	章	節	項	目	細目	項目名	確認事項	回答
20	要求水準書案	47	第3章	第5節	1	-	-	手順・実施体制	緊急性の高い事象において「速やかに現場へ急行」と記載されていますが、平日・夜間・休日を含む到着時間についてどのように考えていますか	緊急性の高い事象については、発生場所や状況、緊急度の度合いを考慮して、速やかに現場に急行することとしております。なお、休日夜間の体制は、概ね1時間以内に現地に到着できる体制をとることとしております（要求水準書P10）。
21	要求水準書案	49						舗装に伴う蓋替工事	舗装事業の量によって左右される項目で、契約額が不足した場合の対応はどうお考えか？単価がある程度決まるとの事であれば実施前の金額合意は不要という認識で良いか？	契約額が不足した場合は、契約変更を行います。 舗装に伴う蓋替の実施金額については、発生対応型修繕等業務同様に、本事業において設定された事業費を踏まえ、実施前に金額を合意した上で実施していただく想定です。
22	要求水準書案	50						災害時対応業務	災害対応業務について、休日夜間での対応など住民対応業務との関係性が不明確ではないか？災害時の対応で多数の出勤があった場合などは変更の対象となるか？	業務事務所等における待機は、災害対応業務の費用に含まれます。浸水等が発生した際の現地対応は、住民対応業務に準じます。 災害対応に伴い市から指示のあった追加業務に係る費用については、その規模及び内容並びに緊急性を踏まえ、市と協議することを想定しております（要求水準書P50）。
23	要求水準書案	50						災害対応業務	地震などの大規模災害の際、通常業務より災害対応業務が優先されるとの認識で良いか？	想定される地震などの大規模災害の規模及び内容並びに緊急性を踏まえ、事業契約締結後に市と事前に協議の上、決定することを想定しています（要求水準書P50）。
24	要求水準書案	51	第6章	第5節	-	-	-	手順・実施体制	大雨に関する気象情報発令での臨場対応できる体制とはどのように考えているか（人員・機械等）	人員・機材等の指定はありません。土のうの配布、水中ポンプ又は吸引車による排水、浸水被害の状況把握、消毒の要否確認などの現場対応できる体制とします（要求水準書P50）。
25	要求水準書案	61	第2章	19				浚渫土砂等	民間処分場に持ち込む必要が発生した場合、市負担として変更契約が可能でしょうか？	入札公告時に公表される事業契約書に記載します。
26	要求水準書案							請負業者賠償責任保険	SPCでの契約を想定されているので、賠償保険についてはSPCの各構成企業が請負事業ごとに適用可能なように入加入することで網羅されると考えてよいか？	付保の形態は指定しません。詳細は、入札公告時に公表する事業契約書に記載します。（要求水準書P60）

技術対話における提案事項※確認事項等(質問内容、提案)は民間事業者から提出いただいた記載をそのまま掲載しております。

No	関連資料	提案事項	回答
1	実施方針 9 ページ、事業者の収入に関連	サービス対価の改正について、インフレスライドの基準と時期について、毎年最新の指標と比較±1.5%の超過する増減があった場合に改定するが望ましい	ご意見として頂戴します。
2	実施方針 10 ページ、改築工事に関連	前払い金の割合について、SPCから発注する改築工事に係る材料費等の支払いを考慮し、4割の前払金が必要と考えています。	ご意見として頂戴します。
3	実施方針 11 ページ、市発注改築工事等に係る入札制限に関連	更新支援業務に係る設計業務において、入札制限に抵触しない業務範囲での対応をお願いします。	ご意見として頂戴します。 本水準書に記載の基準を最低限満たす範囲であれば、市の発注工事への入札が制限されることはありません。市の中立的なマネジメントに対する提案・資料作成等を自主的に行った場合は、制限される可能性があります。 中立的なマネジメントに該当するかどうかは、履行開始前に協議することができま
4	実施方針 12 ページ、プロフィットシェアに関連	プロフィットシェアについて新技術を活用したプロフィットについては、民間事業者の導入費等も考慮し、割合を設定していただきたい。	ご意見として頂戴します。
5	実施方針 25 ページ、リスク分担表（案）共通に関連	物価変動リスク（工事）について年度協定締結後の物価変動について事業者も従負担となっていますが、市での負担のみではないでしょうか	ご意見として頂戴します。 通常の工事においても、事業者側の負担は存在します。
6	実施方針 25 ページ、リスク分担表（案）共通に関連	不可抗力リスクについて保険対応の範囲で事業者負担となっていますが、市の負担ではないでしょうか	事業者が加入する保険の適用範囲内は事業者の負担であるとしております。
7	実施方針 26 ページ、リスク分担表（案）維持管理に関連	性能（点検）リスクについて計画的点検未実施における機能障害・事故について事業者負担となっていますが、点検前や点検から一定期間後の事象まで事業者負担では厳しいと考えています。明らかに事業者の責任が明確な場合において負担すべきと考えます。	計画通りに点検を行わなかったことによる機能障害・事故について定めたものです。
8	要求水準書案 10 ページ	業務事務所のスペースについて 想定する必要最低限の常駐人員と事務スペースを鑑みるとかなり手狭になると思われます。 その他使用できる会議スペースや書類保管場所等検討して頂きたい。 車両6台の駐車場では適切な事業実施は難しいと考えます。 最低9台-10台程度の駐車場は確保して頂きたい。	ご意見として頂戴します。